

2017年2月

京都市長 門川 大作 様

京都市保育園保護者会連合協議会

会長 中村 陽介

【連絡先】京都市上京区堀川通丸太町下ル 京都社会福祉会館内

(TEL801-8810/FAX 496-8090)

京都市の保育施策の拡充を求める要望書

【保育所への入所】

1. 保育所(園)に、希望するすべての子どもが入れるようにしてください。ますます高まる保育ニーズの中、保育環境の悪化につながる定員の弾力化は行わず、地域に認可保育所(園)を大幅に増やしてください。また、1歳以上の保育所(園)の入所受け入れ枠を拡大してください。
2. きょうだい同一入所の希望が叶うように改善をしてください。
小規模保育事業から3歳児移行は、保育所の入所希望が叶うようにしてください。
職業訓練や就学も「保育に欠ける」点では就労と同様です。判定基準の改善をしてください。
3. 保護者が記入する支給認定申請書及び利用申込書等の書類を簡素化してください。
途中入所の場合の通知を早くするように改善してください。
4. 保護者の保育所(園)選択の参考とするために、各園の情報開示を充実させるようにしてください。
実費徴収、上乗せ徴収している状況を調査し、情報開示をしてください。
小規模保育事業所の連携施設についての有無を公表してください。
保育所において、配置基準を緩和している有無について公表してください。
保護者会の有無を公表してください。

【経済的負担の軽減】

5. 保育料の引き下げと減免制度を拡充し、経済的負担を軽減してください。
第2子以降の保育料の無料化をしてください。すぐに実現できない場合でも、第3子以降の保育料免除の所得制限を無くし、すべての世帯を対象にしてください。
6. 実費・上乗せ負担にたいする軽減措置(補足給付とは別に)を実施してください。

【市営保育所】

7. とりわけて少ない市営保育所のこれ以上の民営化は行わないでください。
市立芸大の移転計画(案)にある崇仁保育所の民間移管は行わないでください。

8. 民間移管に伴って、地域子育て支援事業の廃止はしないでください。
民間移管後の検証をおこなってください。移管は、保護者との対話・協議を重視して、合意もないまま、手続きを進めないでください。
公募・委託契約をおこなう際には、雇用や労働条件の継承、保育内容の継続などを要件として明記してください。

【保育の質の向上】

9. 保育士不足を解消し、保育の質を確保・向上させるために保育所(園)の職員が保育専門職にふさわしい職員処遇になるよう、現在の保育士の処遇から充実できるように実施してください。合わせて、プール制の拡充や研修制度の充実など職員待遇の改善を図ってください。
10. 子どもが安心・安全に豊かな生活ができるよう、職員配置基準、及び面積基準を引き上げてください。事故の再発防止のために必要な保育士の配置と、検証と指導をしてください。
11. 障害のある子、虐待を受けている子の保育をすべての保育所(園)が積極的に引き受けるよう指導を行うとともに、職員の加配制度を充実させるなど、条件整備を行ってください。
12. 自園調理による完全給食が全園で実施できるように、調理員の増員配置をおこなうなど、条件整備をしてください。また、各保育所(園)が安全な食材を調達できるよう、条件整備をしてください。
13. 小規模保育事業所と認可保育所(園)との間で保育の質に格差が生まれないう、条件整備を行ってください。

【その他・保育の拡充】

14. 保育所(園)の保護者が、子どもが卒園した後も安心して働き続けられるように、全ての小学校校区に学童保育所を設置・増設をしてください。
15. 保育所(園)の耐震化を早急に進めてください。また、自然災害時(地震・水害など)の避難対応マニュアルの整備や訓練の実施、情報発信を行ってください。
16. 延長保育に対する補助金を、子どもの年齢と保育時間に見合ったものにしてください。
17. 病児保育、病後児保育施設を各行政区に1つ以上を設置してください。
18. 子育てをする中での悩み等で相談に乗っていただくスタッフを配置してください。
19. 保護者への保育料や制度に関する情報は、変更後に通知するのではなく、できるだけ早く周知してください。

以上